

ちょうどいい、みつけた。



はつかいちし

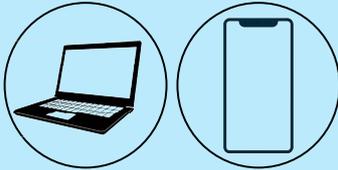
職務経験者を対象とした 令和7年度廿日市市職員採用試験受験案内

保育士

【申込期間】 令和7年12月8日(月)12時00分
～ 令和8年1月5日(月)12時00分

民間企業等での職務経験で培われた専門的な知識、柔軟な発想や企画力、優れたコスト意識、高いサービス意識などを生かし、即戦力として活躍できる人を募集します。

申込方法



パソコン、スマートフォンから申込み！

採用試験受験申込みはこちらから



※ 受験申込は、インターネットによる申込みのみとし、上記QRコードからのアクセスのほか、廿日市市ホームページの「エントリー」ボタンからも申込可能です。

1 試験区分・採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	職務概要
保育士	2人程度	保育園等における乳幼児の保育業務に従事します。

2 受験資格

次の(1)から(5)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和50年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人(令和8年4月1日現在で31歳～50歳の人)
- (2) 保育士資格を有しており、保育に関する職務経験(※)が通算3年(36か月)以上がある人

(※) 職務経験として通算する期間は、保育園、こども園等で保育士として週35時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。

・休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は通算します。

・育児・介護休業法等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算しません。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(4) 次のアからエまでのいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上（※）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人（※）令和7年5月31日以前の改正前刑法における禁錮以上の刑を含む。

イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

(5) 現に廿日市市職員（任期に定めのない職員）でない人

3 試験の内容及び日程等

区分	試験内容	日程（予定）	会場（予定）	合格発表（予定）
第1次試験	エントリーシート			1月14日（水）
第2次試験	職場適応性検査※3、 面接試験	1月25日（日）	廿日市市役所	1月下旬
第3次試験	面接試験	2月11日（水・祝）	廿日市市役所	2月中旬

※1 第2次試験及び第3次試験の日程等については、変更する場合がありますので、各試験の案内通知を必ず確認してください。

※2 第1次試験の合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、午後2時以降に市ホームページに掲載するとともに、合格者には採用管理システムにて通知します。（電話での可否の問合せは受け付けません。）

※3 職場適応性検査の受検については、第1次試験合格者に対してメールで通知します。

※4 第2次試験の受験時に、所定の職務経歴書の提出を求めます。職務経歴書の様式は第1次試験合格者に送付します。

4 申込方法

受験の申込みは、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、申込期間中に送信してください。

※ 申込みにあたっては、廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できません。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格後、在職期間等の確認のため、職歴に関する証明書（自営業者の方は確定申告書の写し）を提出していただきます。

(2) 受験資格がないこと（受験資格に係る在職期間等が確認できない場合も含む。）やエントリーシートの記載事項が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

(3) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和8年4月1日に行います。

(4) 地域手当を含めた初任給（令和7年4月1日現在）は、おおむね次の例のとおりですが、各人の民間企業等における職務経歴年数、職務内容等に応じてこの額は変わります。例と同じ年齢、経歴年数であっても、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありませんので御了承ください。また、給料額の改定により初任給は変更となる場合があります。

【例】22歳で大学を卒業後、民間企業で正社員として在職した場合

採用時の年齢	民間企業での在職年数	初任給
40歳	18年	351,000円

※ このほかに諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

6 試験成績の照会

最終合格者を除き、希望者に対しては不合格時点での総合順位をお知らせします。

希望者は、下記の問合せ先まで連絡してください。

ただし、それぞれの試験の合格発表日以前又は成績照会受付期間終了後の請求はできません。

7 その他

- (1) エントリーシート等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、採用管理システムにてお知らせします。
- (3) 申込内容等について、携帯電話等の連絡先に連絡する場合があります。人事課（0829-30-9104）からの着信やメールには応答してください。

(参考) 日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、廿日市市では、外国籍の職員は、次のような業務に就くことができません。

- (1) 公権力の行使にあたる業務
 - ・市民の権利又は自由を一方向的に制限することとなる業務
 - ・市民に義務又は負担を一方向的に課すこととなる業務
 - ・市民に対して強制力をもって執行する業務(例) 市民税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定など
- (2) 公の意思の形成に参画する職
原則として、専決権を有する課長級以上の職

廿日市市職員採用試験については、廿日市市ホームページの職員採用試験のページでもお知らせしています。

問合せ（土日祝日を除く 8時30分から17時15分まで）

廿日市市 総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号（廿日市市役所2階）

電話（0829）30-9104（ダイヤルイン）

廿日市市
ホームページ

